平成２２年（フ）第２６５号
奈良県生駒市西旭ヶ丘１番25号
破産者　木下商店こと　木下　博人
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７５号
奈良県桜井市大福852番地　グレースコートＣ棟101号
破産者　吉村　勝美
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１８号
奈良市学園朝日元町２丁目518番地の４
破産者　小山　知行
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
高知市高須新町２丁目１番13号
破産者　香川　昌寛
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２８号
熊本市城南町東阿高1320番地16
破産者　宮丸　清美
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８０４号
熊本市黒髪１丁目１番５号
破産者　村田　奈巳
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２４号
熊本市戸島西６丁目12番２号、住民票上の住所熊本市花立３丁目３番15号
破産者　下田　博昭
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2563番地15
破産者　田口　隆博
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３２号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2563番地15
破産者　田口さとり
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２６３号
大分県別府市上田の湯町９番８号
破産者　井出　泰生
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８８号
埼玉県吉川市吉川団地１番７号502
破産者　小松　　末
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
埼玉県越谷市東越谷５丁目16番地１カーサファミリアＢ202
破産者　武石　晃一
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
北海道小樽市新光１丁目３番30号、前住所北海道小樽市朝里３丁目17番１号　清都方
破産者　長濱ゆかり
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３５号
茨城県神栖市深芝511番地１　アヴニールⅥ102号
破産者　折笠　一美
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７３２号
神奈川県秦野市平沢41番地の13
破産者　青木　満彦
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７３３号
神奈川県秦野市平沢41番地の13
破産者　青木たへ子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３７号
神奈川県南足柄市岩原14番地３
破産者　髙橋みどり
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１６号
大阪市都島区都島北通１丁目14－２　サンロイヤル都島本通703号室、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町大酒518番地２
破産者　村上　　猛
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部